二七

雜文 二〇號

昭和十九年十月廿四日起案

裁決定 十月廿五日

文書課長

發送 10月26日

起案者

大臣 次官 課長 文書課長 總務課長

案ノ一

年月日 次官

直轄各部長、公私立大学高等学校専門学校長
神佛各教宗派管長 基督教団統理者 各種団体代表者 宛

明治節国民奉祝実施要綱ニ関スル件

標記要綱別紙ノ通決定実施セラルルコトト相成タルニ付可然御配意相煩度

注意 要綱添付ノコト

案ノ二

年月日 文書課長

各局課長宛

明治節国民奉祝実施要綱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ直轄各部長、公私立大学高等学校専門学校長、神佛各教宗派管長等ニ対シ別紙写ノ通通牒相成タルニ付御承知相成度

注意 案ノ一写添付ノコト

文部省

番號	名件	種別
	直轄 明治節 要綱	
年月 結		

めくれず

203

四日起案

文書課長 日

發送 10月20日

起案者

一

月日 次官

部長、公私立大学高等学校専門学校長、宗派教団管長、基督教団統理者、各種団体代表者 宛

祝賀實施要綱ニ関スル件

決定實施セラルルコトト相成タ[illegible]

相煩度

文部省

ノコト

二

月日 文書課長

長宛

祝賀實施要綱ニ関スル件

各部長、公私立大学高等学校教宗派管長等ニ対シ別紙

ノ通リ知相成度

添付ノコト

番號	名件	種別
	直轄各部等ヘ通牒 明治節國民奉祝実施要綱ニ関スル件	一七六三
結了年月日 昭一九 一〇 二八		聯繋
保存年限		追加登録
枚數		

203

国立公文書館 National Archives of Japan

奉運生第三三八號
昭和十九年十月十八日

大阪奉賛會事務總長　安藤狂四郎

文部次官　殿

明治節奉祝ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ別紙ノ通リ決定相成候ニ就テハ之ガ實施ニ關シ特別ノ御協力相煩度此段及依頼候也

204

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

0000 0830

明治節國民奉祝實施要綱

一、趣旨

謹ミテ明治節ヲ迎ヘ奉リ明治天皇ノ御聖德ヲ仰ギ御偉業ヲ偲ビ奉ルト共ニ併セテ宏謨ニ翼賛シ奉レル先人奉公ノ赤心ヲ體シテ國體護持ノ信念ヲ堅持シ愈々憤激ヲ新タニシテ米英擊摧ニ邁進スルノ決意ヲ固メントス

二、實施方法

十一月三日午前九時ヲ期シ「國民奉祝ノ時間」ヲ設定シ左ノ要領ニヨリ國民奉祝ノ途ヲ講ズルコト

尚ラジオハ同時刻ニ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト

(一)各家庭ニ於テハ「國民奉祝ノ時間」ニ夫々宮城遙拜ヲ行フコト

(二)官公衙、學校、會社、工場、船舶、團体等ニ於テハ奉拜式ヲ行ヒ且必勝祈願ヲ行フコト

(三)官國幣社以下神社ニ於テハ明治節祭ヲ執行セラルルニツキ市區町村民ハナルベク參拜シ必勝祈願ヲナスコト

(四)ソノ他ノ場合ニアリテハ國民各自「國民奉祝ノ時間」ニハ夫々在處ニ在リテ宮城遙拜ヲ行フコト

附記

1「國民奉祝ノ時間」ノ周知方法

2 ラジオハソノ禁止ナキ限リ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フニヨリ之ニヨルコト

3 汽車、汽船、電車、バス等ノ車中ソノ他集合ノ場合ニ於テハ乗務員又ハ司會者ハソノ時刻ヲ知ラスベキ方法ヲトリ之ニヨルコト

3「汽笛、サイレン、鐘等」音響合圖ニヨル周知ハ時局下禁止中ナルニツキ國民各自ニ同時刻ヲ銘記セシムベキ方途ヲ講ズルコト